

参 考

用語の説明

本報告書に収録した「学校基本統計報告書（学校基本調査の結果）」及び「卒業後の状況調査付帯調査」結果に用いられている語句等について、根拠となる法令及び「令和4年度学校基本調査の手引」等に基づき説明を加えたものである。なお、説明文中法令名略称は次のとおりで、（ ）内は根拠条文である。

法……………学校教育法 規則……………学校教育法施行規則
給食法……………学校給食法 負担法……………市町村立学校職員給与負担法

【い】

育児休業

公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条の規定により育児休業をしている者をいう。

【え】

栄養教諭

児童生徒等の栄養の指導及び管理をつかさどる教員をいう。
(法第28条、第37条第13項、第49条、第62条、第82条、認定こども園法第14条の14)

【か】

海外日本人
学校派遣者

長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者をいう。

各種学校

法第134条に規定する学校で、法第1条の規定による学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び法第124条の規定による学校（専修学校）並びに他の法律に特別の定めのある学校以外で、学校教育に類する教育を行うものをいう。設置廃止等の認可等が必要であり、監督庁は、公立は都道府県の教育委員会、私立は都道府県知事（法第134条第2項）である。

学 部

大学には、学部を置くことが常例とされている（法第85条）。学部には通常の学部以外に夜間学部及び通信教育学部を置くことができる（法第86条）。

なお、学校基本調査において、大学は文部科学省が直接調査することとなっている。

学 科
(高等学校)

高等学校の学科については、文部科学省の高等学校設置基準に定められている（法第52条）。代表的な学科としては、普通教育を行う学科（普通科）、専門教育を行う学科（農業、水産、工業、商業、家庭、看護等）、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的な教育を行う学科（総合学科）等がある（高等学校設置基準第5条、第6条）。

学 科
(短期大学)

短期大学には、学部を置かず学科を置くとされている。通常の学科以外に夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる（法第108条の5項、同6項）。

なお、学校基本調査において、短期大学は文部科学省が直接調査することとなっている。

学 校

法第1条において、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されている。また、法においては、専修学校と各種学校についても規定されている。（法第124条、第134条）

学校栄養職員

学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。（給食法第7条）

学校給食調理従事員

学校栄養職員以外の学校給食の調理に従事する者をいう。

学級編成

小学校及び中学校の学級は、同一学年の児童生徒で編成することとなっている（「単式学級」）。ただし、特別の事情がある場合には、数学年の児童生徒をひとつの学級に編成する（「複式学級」）ことができる（小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条）。公立学校の学級編成は、「公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、都道府県教育委員会が定める基準に従い、都道府県教育委員会の認可を受けて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

【き】

教育委員会事務局等勤務者
・その他

学校に籍はあるが、教育委員会事務局、教育センター、公民館等に専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者をいう。なお、これらの者のうち「指導主事」に充てられている者は、学校基本調査においては「指導主事」として別途計上することになっている。

| | |
|---------------|--|
| 教育・保育職員数(本務者) | <p>幼保連携型認定こども園において園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭及び講師の職にある者をいい、休職者、産休者及び育児休業者並びにこれらの者の代替者を含む。</p> |
| 教 員 | <p>学校には校長及び相当数の教員を置かなければならないとされており（法第7条、第129条、第134条第2項）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この用語の説明においては「初等中等教育機関」という。）においては、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の名称が用いられている。</p> <p>学校基本調査においては、教員を「本務者」と「兼務者」とに区分している。「本務」・「兼務」の区分については、次のとおり。</p> <p>① 原則として辞令面により区別する。辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とする。</p> <p>② 本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ計上する。</p> <p>③ 本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びにこれらの者の代替者を含めるが、兼務者には含めない。</p> <p>なお、学校に籍を有しながら教育委員会事務局等で勤務する者、留学している者、及び海外日本人学校へ派遣されている者も本務者として計上する。</p> <p>④ 非常勤の講師は勤務時間の長さによらず兼務者とする。（例えば初任者研修講師）</p> |
| 教 頭 | <p>初等中等教育機関に必ず置かなければならない職であり、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる教員をいう。（法第27条第6項、第37条第7項、第49条、第62条、第82条）</p> |
| 教 諭 | <p>初等中等教育機関に必ず置かなければならない職であり、「保育」又は「教育」をつかさどる教員をいう。（法第27条第9項、第37条第11項、第49条、第62条、第82条）</p> <p>※助教諭…教諭の職務を助けることを目的として置かれる。</p> |
| 義務教育学校 | <p>学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号。平成28年4月1日施行）により、小学校と中学校を一つの学校として一体的に小中一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。</p> |
| 【け】 | |
| 警備員・その他 | <p>学校警備員、ボイラー技師、寄宿舎指導員、その他の職員をいう。</p> |
| 【こ】 | |
| 公共職業能力開発施設等 | <p>職業能力の開発及び向上について段階的かつ体系的な職業訓練の実施等を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき、国、都道府県、市町村等が設置する職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練短期大学等の施設、並びに企業等が設置する技術専門校等をいう。</p> |
| 講 師 | <p>初等中等教育機関において、「特別の事情があるとき」に教諭に代えて置くことができる教員で、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。（法第27条第10項、第37条第18項、第49条、第60条第5項、第82条）</p> |
| 校 長 | <p>学校に必ず置かなければならない職であり、校務をつかさどり、所属職員を監督する。（法第7条、第27条第4項、第37条第4項、第49条、第62条、第82条、第129条）</p> |
| 高等学校 | <p>中学校卒業等が入学資格を有する。中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的としている。高等学校には「全日制」、「定時制」及び「通信制」の課程を置くことができる。（法第50条～第62条）</p> |
| （全日制） | <p>（高等学校の課程の区分の一つで、平日の昼間に授業を行う修業年限3年の課程）</p> |
| （定時制） | <p>（高等学校の課程の区分の一つで、夜間、その他特別の時間又は時期において授業を行う修業年限3年以上の課程）</p> |
| （通信制） | <p>（高等学校の課程の区分の一つで、添削・面接指導、試験等による指導等で教育を行う修業年限3年以上の課程）</p> |
| 高等学校等進学者 | <p>高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。</p> |
| 高等専門学校 | <p>中学校等卒業等が入学資格を有する。深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とした学校である。修業年限は一般に5年間で、卒業した者は文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。（法第115条～第123条）</p> |

国立学校

国が設置する学校をいう。国立の初等中等教育機関は原則として国立大学若しくは国立大学の学部又は国立短期大学に付属して設置されている。

【さ】

左記以外の者
(上記以外の者)

学校基本調査において、卒業後の状況調査における卒業者の進路区分のひとつとして用いられているものであり、具体的には、卒業後、家事手伝いをしている者、外国の学校へ入学した者等、又は進学も就職もせず進路が未定であることが明らかな者をいう。

なお、本報告書中、統計表の一部においては、左記以外の者を「上記以外の者」として表記している。

産業分類

産業分類は、産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に表章する場合に用いられる（「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」参照）。

学校基本調査においては、就職先の産業を次の区分により分類している。

A：農業、林業 B：漁業 C：鉱業、採石業、砂利採取業 D：建設業 E：製造業

F：電気・ガス・熱供給・水道業 G：情報通信業 H：運輸業、郵便業

I：卸売業・小売業 J：金融業、保険業 K：不動産業、物品賃貸業

L：学術研究、専門・技術サービス業 M：宿泊業、飲食サービス業

N：生活関連サービス業、娯楽業 O：教育、学習支援業 P：医療、福祉

Q：複合サービス事業 R：サービス業(他に分類されないもの)

S：公務(他に分類されるものを除く) T：分類不能の産業

【し】

市町村費負担
の教員

市町村立学校で市町村が任命して給与を負担している者で、教育公務員特例法第13条、13条第2項、23条、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条に定める条件を満たす者をいう。

児 童

小学校及び特別支援学校の小学部に在学している者をいう。

指導教諭

学校に置かれる教員の職名で、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対し教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(法第27条第8項、第37条第10項、第49条、第62条、第82条)

指導主事

上司の命を受けて、法第1条に規定する学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者であり、大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項)

就 園 率

調査年度の小学校第1学年児童数及び義務教育学校第1学年児童数に対する当該年度幼稚園または幼保連携型認定こども園修了者数の比率

算式：本年3月幼稚園（幼保連携型認定こども園）修了者数÷本年度小学校第1学年児童数及び義務教育学校第1学年児童数×100

就職者等

自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者及び臨時労働者をいう。

○ 自営業主等

個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。

○ 無期雇用労働者

雇用契約期間の定めのない者として就職した者をいう。

○ 有期雇用労働者

雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。

○ 臨時労働者

雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。

就職者総数

就職進学者（就職しながら高等学校や大学等、専修学校等へ進学した者、又は各種学校や公共職業能力開発施設等へ入学した者）を含んだ就職者の合計で、当該年度の卒業者のうち仕事に就いた者の総数

就 職 率

卒業生総数に占める就職者総数の割合

主幹教諭

学校に置かれる教員の職名で、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、幼児の保育又は児童生徒の教育をつかさどる。

(法第27条第7項、第37条第9項、第49条、第62条、第82条)

| | |
|------------|---|
| 小中一貫教育 | 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。 |
| 職 員 | 学校基本調査において、「職員」とは、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員等をいう。小学校及び中学校の統計表中、「負担法による者」とは、公立学校の事務職員又は学校栄養職員で「市町村立学校職員給与負担法」により都道府県費から給与が支給されている者をいう。したがって、公立学校でも負担法によらない職員は「その他の者」の各欄に計上される。また、国立及び私立学校の職員はすべて「その他の者」として計上される。 |
| 職業分類 | 職業分類は、個人が従事している仕事の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を職業別に表章する場合に用いられる（「日本標準職業分類（平成21年12月改定）」参照）。 学校基本調査においては、職業を次の区分により分類している。 B：専門的・技術的職業従事者 C：事務従事者 D：販売従事者 E：サービス職業従事者 F：保安職業従事者 G：農林漁業従事者 H：生産工程従事者 I：輸送・機械運転従事者 J：建設・採掘従事者 K：運搬・清掃・包装等従事者 L：分類不能の職業 |
| 私立学校 | 国立及び公立以外の学校をいい、一般的には学校法人により設置される。また、専修学校、各種学校においては、準学校法人や財団法人による設置もある。 |
| 進 学 率 | 中学校及び義務教育学校卒業生については卒業生総数に占める高等学校等進学者の割合をいい、高等学校卒業生については卒業生総数に占める大学等進学者の割合をいう。 |
| 新 設 校 | 令和3年5月2日から令和4年5月1日までの間に新たに設置された学校をいう。 |
| 【せ】 | |
| 生 徒 | 中学校、高等学校等に在学している者をいう。 |
| 設 置 者 | 学校の設置者は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが設置できるものとされており、国が設置する「国立学校」、地方公共団体が設置する「公立学校」及び学校法人が設置する「私立学校」とに区分される。（法第2条） （私立の幼稚園、専修学校及び各種学校については、特例として学校法人以外によっても設置することができる。） |
| 専 攻 科 | 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等に対し、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として高等学校と特別支援学校高等部に設置することができる。（法第58条、第82条）なお、大学及び高等専門学校においても専攻科を設置することができる。（法第91条、第119条） |
| 専修学校 | 法第1条に規定する学校以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするものをいう。「高等課程」、「専門課程」及び「一般課程」の3つの課程があり、専門課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができる。 設置廃止等には認可等が必要であり、監督庁は、私立の学校については都道府県知事、市町村立の学校については都道府県教育委員会である。（法第124条～第133条） |
| (高等課程) | (中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等が入学できる課程) |
| (専門課程) | (高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等が入学できる課程) |
| (一般課程) | (入学資格や教育対象等を限定しない課程) |
| 【そ】 | |
| 卒業生総数 | 令和4年3月末に中学校、義務教育学校及び高等学校の全課程（全日制、定時制）を修了した者をいう。 |
| 【た】 | |
| 大 学 | 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的として設置される学校をいう。 「学部」を置くことを常例とし、夜間学部や通信教育学部を設置することもできる。入学資格は高等学校卒業以上等とされ、修業年限は4年を基本とする。（法第83条～第114条） |
| 短期大学 | 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的として設置される学校をいう。大学と異なり学部を置かずに「学科」を置くこととしている。 修業年限は2年又は3年である。また、卒業生は大学に編入学できる。（法第108条） |

【ち】

中高一貫教育 中学校及び高等学校において、文部科学大臣の定めるところにより中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものをいい、同一の設置者が中学校と高等学校を接続する「併設型」（法第71条）と、既存の市町村立の中学校と都道府県立の高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流の連携を深める形で実施する「連携型」（規則第75条、第87条）とがある。

【と】

特別支援学級 法第81条第2項の各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。
学校基本調査では、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」、「情緒障害」の7つに区分している。

特別支援学校 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校をいう。
特別支援学校には特別の場合を除き必ず小学部と中学部を置くこととされているが、別に幼稚部と高等部（別科、専攻科を含む。）を置くこともできる。（法第72条～第82条）

【に】

入学志願者 高等学校において、募集に応じて願書を提出した者（附属中学校から進学希望した者も含める。）をいう。なお、同一学校において2つ以上の課程又は学科を志願した者については、実際に入学した者はその課程又は学科の、入学しなかった者は第一志望の課程又は学科の志願者として、それぞれとらえることとしている。

入学志願者
倍率 入学志願者数÷入学者数

入学者 高等学校において、5月1日までに入学の決定した者（附属中学校からの進学者も含める。）をいう。入学者には、転入学者、入学を取り消した者及び退学者は含めず、補欠入学者及び入学後5月1日までに他の学校へ転学した者は含める。

【は】

廃校（園） 令和3年5月2日から令和4年5月1日までの間に廃止された学校（園）をいう。
調査結果における「卒業者数（修了者数）」（小・中・義務教育学校、高等学校、専修学校ほか）など、調査が前年度間を対象としている事項については、廃校（園）となった学校のデータも含まれている。

【ふ】

副校長 学校に置かれる教員の職名で、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
（法第27条第5項、第37条第5項、第49条、第62条、第82条）

複式学級 学級編制方式の一つで、2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

負担法による者 公立学校の職員で、「市町村立学校職員給与負担法」による者をいう。
負担法第1条において、市町村立の小・中学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師、学校栄養職員（給食法第5条の3に規定する者）及び事務職員の給料その他の給与は、全額都道府県が負担することとなっている。

分校 本校とは別に認可又は届出された教育施設をいう。（規則第7条）

【へ】

へき地中学校 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校で、文部科学省令の定める基準に従い、都道府県の条例により指定されるへき地学校及びこれに準ずる学校をいう。（へき地法第2条、第5条の2）

別科 高等学校（特別支援学校高等部を含む。）及び大学に設置され、簡易な程度において特別の技能教育を施す修業年限1年以上の課程をいう。高等学校別科は中学校卒業、大学別科は高等学校卒業、又はこれと同等の学力がある者を入学資格者とする。（法第58条、第91条）

【ほ】

本務者

学校基本調査においては、教職員を「本務者」と「兼務者」に区分している。
本務者・兼務者の区別は、①原則として辞令面による ②辞令面で区別できないときは俸給の支給元や支給額の大小 ③俸給で区別できない場合は授業時数の大小 などにより区分する。

【よ】

用務員

学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいい、技術職員等として発令されている者も含める。

養護教諭

学校に置かれる教員の職名で、児童生徒の養護をつかさどる教員をいう。
(法第37条第12項、第49条、第62条、第82条)
※養護助教諭…養護教諭の職務を助けることを目的として置かれる。

幼稚園

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置される学校をいう。(法第22条～第28条)

幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）により創設された、幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一の施設をいう。

【り】

留学者

国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者（国立大学附属学校へ派遣されている者は除く）をいう。

【る】

ルート別就職
形態

高等学校卒業者のうち就職した者について、どのルートによる就職かを次の区分により分類。

- ・「学校ルート」……企業又は職業安定所等から学校へ送られた求人票等をもとに就職先を決定したもの。
- ・「職安ルート」……生徒自らが職業安定所等で求人票等を見て就職先を決定したもの。
- ・「その他のルート」…親戚や知人等の紹介により就職先を決定した場合、及び上記2つのルートによらない手法により就職先を決定したもの。

